

一七世紀初慶尚道蔚山府戸籍大帳と降倭

山内 民博

はじめに

壬辰丁酉乱・文祿慶長役のなかで少なからぬ日本兵が朝鮮・明側に投じ、降倭とよばれたことについては早くから研究者の関心を引いてきた。⁽¹⁾ 降倭研究の課題の一つにかれらが戦争終結後にどのような処遇を受けたのかという問題があるが、この問いは日朝関係史・壬辰乱史という枠組みにとどまらず、一七世紀朝鮮社会の性格を考える上でも重要な意義をもつものである。

乱後の降倭の処遇と関わっては、降倭将金忠善についての研究があり、また、降倭の北方への分送・赴防や李适の乱との関係などが主に実録などの編纂史料によって

明らかにされてきた。⁽²⁾ とはいえ、残る史料は断片的であり、乱後降倭の具体相には不明なところが多い。

ところで、朝鮮では原則として三年に一度、各郡県ごとに戸籍が作成されていた。⁽³⁾ 慶尚道蔚山の万暦己酉・光海君元年（一六〇九年）の戸籍大帳は現存する戸籍大帳として二番目に古いものであるが、そのなかには「降倭」と表記された人物が若干名記載されている。⁽⁴⁾ 戸籍大帳の降倭記事には名・官職・年齢・家族など降倭についての具体的な情報が記されており、また、その記載書式・内容は降倭の戸籍大帳における、ひいては朝鮮社会における位置づけとも関連するものであろう。筆者はさきにこの蔚山府戸籍大帳に登場する「降倭」および女真系とみられる「向化」についてふれたことがあるが、簡略な紹

介にとどまっていた。⁽⁵⁾そこで、小論ではあらためて蔚山府戸籍大帳の降倭記事をとりあげ、その全記事を載せるとともに、一七世紀初頭における降倭の具体相と戸籍大帳における位置について検討してみたい。

一 万曆己酉蔚山府戸籍大帳の降倭記事

慶尚道蔚山は朝鮮半島南東岸に位置する。高麗のときには蔚州とよばれ、朝鮮にはいり太宗一三年（一四一三年）、蔚山郡と改称された。慶尚左道兵馬節度營（左兵營、当初は慶尚左道兵馬都節制使營）の置かれた軍事上の要地である。壬辰丁酉乱時には日本軍が蔚山郡内に城を築き（西生浦倭城、蔚山倭城）、とくに丁酉乱において蔚山倭城をめくり激しい戦いがあつたことはよく知られている。乱後の宣祖三二年（一五九九年）、郡から都護府に昇格し、以後しばしば蔚山府と称された。一七世紀初めにおいては慶尚左道兵馬節度使（左兵使）が都護府使を兼任していた。⁽⁶⁾

この蔚山は朝鮮時代の戸籍大帳が多く残る地域の一つで、一七世紀から一九世紀にかけての五五冊が現存する。

そのなかで最も古いものが小論で取りあげる戸籍大帳一冊である。

現存する朝鮮戸籍大帳は、表紙や第一丁冒頭に作成地・戸籍年度（式年）等の情報を含む書名が記されていることが多い。しかし、本戸籍大帳は表紙を含め巻首・巻末が失われており、外題・内題ともに不明である。したがって、ただちには作成地・戸籍年度を知ることができない。ただし、農所里・凡西里など本戸籍大帳に記載された地名は一七世紀後半以降の蔚山府戸籍大帳にも登場し、本戸籍大帳が蔚山のものであることは動かない。また、年度については、冊中の三箇所に「萬曆己酉」の墨書があり、万曆三十七年己酉、光海君元年（一六〇九年）の戸籍であると判断される。⁽⁷⁾小論では仮に『万曆己酉蔚山府戸籍大帳』と称することにしたい。⁽⁸⁾

なお、壬辰丁酉乱によって中断していた戸籍作成が再開されたのは宣祖三十九年（一六〇六年）のことであつた。⁽⁹⁾戸籍は三年に一度の式年に作成されたので、光海君元年己酉は再開後、二度目の式年にあたる。一七世紀前半の戸籍大帳としては蔚山府戸籍大帳のほか、宣祖三十九年（一六〇六年）と仁祖八年（一六三〇年）の慶尚道山陰県戸

籍大帳各一冊が残るが、この二冊の山陰県戸籍大帳には降倭は記載されていない。

戸籍大帳本文は半丁二四行の匡郭・界線が印刷された用紙に手書されており、つぎの面里が含まれている。

東面農所里

東面柳等浦里

北面凡西里

南面大代如里

南面青良里

南面温陽里

南面熊村里

任内彦陽県川南里

以上のほかに、冒頭に落丁のため名称不明の里の戸が並んでいる。記載の基本単位は「戸」であり、各里は里名の後に各戸が改行なく続く。また、おおむね十戸ごとに「統」字が付され統にまとめられており、⁽¹⁰⁾里末尾には当該里の戸口数等をまとめた記述（里総）がある。巻首・巻末の落丁にくわえ破損箇所も少なくなく、また刀割された部分もみられるが、およそ一二四〇戸程度の記載を確認できる。

この『万暦己酉蔚山府戸籍大帳』には「降倭」という文字が付された人物が複数登載されている。つぎは降倭を含む戸の一例である。

戸降倭主簿信時老、年伍拾参丁巳、甲午肆月分出来、

左防禦使陣従軍

妻良女召史、年肆拾庚午、本全羅道、児時父母俱

没、肆祖不知

狭白於屯、年参拾捌壬申、本全羅道、児時父母俱

没、肆祖不知

（北面凡西里）

この戸の筆頭者は「降倭主簿信時老」である。「主簿」という官職をもつ「信時老」という名の「降倭」と判断される。年齢は五三歳で丁巳年の生まれ。丁巳年は明宗一二年・弘治三年（一五五七年）にあたり、丁巳の生まれなら本戸籍大帳の年度である己酉年には五三歳となり、大帳の記載年齢と一致する。甲午年の四月に「出来」し、左防禦使の陣で従軍した経歴が付記されている。甲午年は宣祖二十七年・文祿三年（一五九四年）であろう。戸内

には信時老のほかに「妻良女召史」と「挟白於屯」の二人が記載されている。「妻良女召史」は降倭信時老の妻で、庚午年生まれ四〇歳。「良女召史」は固有名ではなく、良身分の「召史」称の女性であることを示す。本貫は全羅道で、児時に父母がともに没したため四祖(父・祖・曾祖・外祖)は不知と記されている。「挟白於屯」は「白於屯」という名の人物が信時老戸の「挟」であることを示す。本戸籍大帳で「挟」は「挟人」とも書かれ、他史料では「挟人」ないし「挟戸」とも表記される。挟人・挟戸とは「他人の家屋やそれに附属する建物に寄居する人口・世帯」であり、⁽¹¹⁾白於屯は信時老戸に寄居していたのであろう。同じく年齢・生年干支・本貫と四祖が不知である事情が記されている。

こうした「降倭」という記載の含まれる戸、および降倭の「挟」・「挟人」が載る戸をすべて示すならつぎのとおりである。戸籍大帳での記載順に面・里別に並べ、各戸冒頭の数字は里内の登場順位を示す。適宜、読点・改行を入れ、字体は原則として史料上用いられているものに準じている。

(北面凡西里)

- a 48戸降倭主簿信時老、年伍拾参丁巳、甲午肆月分出来、左防禦使陣従軍
妻良女召史、年肆拾庚午、本全羅道、児時父母俱没、肆祖不知
- 挟白於屯、年参拾捌壬申、本全羅道、児時父母俱没、肆祖不知
- b 49戸降倭僉知古叱非、年伍拾庚申、去甲午肆月分出来、左防禦使陣従軍
妻良女甘未、年肆拾参丁卯、本忠清道、肆祖不知
- c 50戸降倭僉知古叱非侠・晋州案付寺奴萬乞、年伍拾陸甲寅、「父寺奴萬同、児時母俱没四祖不知」
妻良女召史、年伍拾柒关丑、本晋州、児時父母俱没、肆祖不知
- d 51戸同挟・私奴石乙孫、年肆拾伍乙丑、児時父母俱没、肆祖不知、上典全羅道南原居楊千生
妻良女召史、年肆拾柒关亥、本晋州、「父正兵朴守山、児時俱没参祖不知」
- e 52戸降倭古叱非侠・全羅道淳昌府正兵徐允鶴、年参拾柒关酉、「父正兵豆應乞、児時俱没参祖不知」

妻私婢億代、年伍拾庚戌、「父私奴苒叱孫、母良女今伊」、上典報恩居安衞守

f 53 戶降倭右時老、年肆拾捌壬戌

妻私婢春代、年貳拾捌壬午、戊申年梁山移去

俠降倭也其之、年參拾參丁丑、戊申年梁山移去

(南面青良里)

g 69 戶降倭僉知高叱已、年肆拾庚午、甲午年出來、今年

正月密陽移去

率妻全羅道扶安人、年肆拾參丁卯

壹男子上、年玖辛丑

率居楊古老、年伍拾參甲寅

率男趙介、年貳拾參丁亥

h 70 戶降倭金茂伊、年伍拾庚申、甲午年出來

率妻良女、梁山人、年參拾柒关酉

率男金俊金、年貳拾捌壬午

i 71 戶降倭司正礼時乃、年參拾捌壬申

率妻私婢石乙進、年參拾玖辛未、「父私奴口大、母

良女萬里」

女子婢件里、年拾伍乙未、「節現」、上典蔚山居柳

百春

j 72 戶降倭司正烏汝武、年肆拾伍乙丑、甲午年出來

率妻晉州良女召史、年肆拾三丁卯

(南面温陽里)

k 142 新戶降倭僉知高小乃、年參拾柒癸酉

妻良女召史、年貳拾陸甲申、本金海、「父正兵夢石、

三祖不知」

(南面熊村里)

l 60 戶降倭僉知世和致、年肆拾庚午

妻召史、年肆拾伍乙丑、本蔚山

又妻良女召史、年參拾庚辰、本京中、「父金希福、

二祖不知、外祖金福、本果川」

俠人正兵崔文、年肆拾陸甲子、本長興、「父白、三

祖不知」

俠人金介、年參拾伍乙亥、本全州、「父生、三祖不

知」、今年正月分逃亡」

俠人崔目隱同、年拾伍乙未、「節現」

m 61 戶降倭訓鍊判事老已汝茂、年肆拾陸甲子

妻召史、年伍拾陸甲寅、本長城、「父李千、三祖不知」

俠人良鄭介、年參拾捌壬申、本羅州、「父山、三祖不知」

n 62 戸降倭判事世叱已、年參拾玖辛未

妻私婢夢化、年參拾庚辰、上典黃山驛吏崔芳草

俠人奴命生、年參拾柒癸酉、本慶州、「父命春、母私婢小今」、妻寺婢億每、上典慶州居黃生

俠人金山、年伍拾參丁巳、本興陽、「父正兵許夫、祖石乞、曾祖不知、外祖金公希、本密陽」

妻良女召史、年參拾捌壬申、本開寧、「父正兵成徳、三祖不知」

俠人李福男、年肆拾肆丙寅、本興陽、「父水軍仁之、祖水軍日生、曾祖不知、外祖正兵金守、本興陽」

妻良女召史、年參拾伍乙亥、本南平、「父正兵崔永守、二祖不知、外祖水軍金山福、本南平」

（「」は双行であることを、□は判読できない文字を示す。以下、同じ。）

（「」は双行であることを、□は判読できない文字を示す。以下、同じ。）

二 降倭戸の概要

以上を整理したものが表1である。戸の筆頭者（以下、戸主と称する）が降倭である例は二一件で、これら降倭を戸主とする降倭戸には、一二名の降倭戸主の妻、三名の降倭の子女、一三名の俠人・率居人およびその妻子が記録されている。俠人のうち一人は降倭と明記されており（f 戸「俠降倭也其之」）、これを加えると一二名に降倭という記載がある。さらに、降倭本人が記されているわけではないが、「降倭某俠」の形式で降倭の俠戸が三戸みえる（c・d・e 戸）。以下、降倭記事を詳しく検討することにしよう。

表1 降倭戸口の内訳

	降倭戸	降倭俠戸	計
戸主	11(11)	3	14
妻	12	3	15
子女等	3		3
俠人等	13(1)		13
計	39(12)	6	45

()内は降倭の人数

まず、戸主である降倭はつぎの二一名である。

a 降倭主簿信時老、年伍拾參丁巳、甲午肆月分出來、

左防禦使陣從軍

- b 降倭僉知古叱非、年伍拾庚申、去甲午肆月分出来、左防禦使陣従軍
- f 降倭右時老、年肆拾捌壬戌
- g 降倭僉知高叱已、年肆拾庚午、甲午年出来、今年正月密陽移去
- h 降倭金茂伊、年伍拾庚申、甲午年出来
- i 降倭司正礼時乃、年參拾捌壬申
- j 降倭司正烏汝武、年肆拾伍乙丑、甲午年出来
- k 降倭僉知高小乃、年參拾柒癸酉
- l 降倭僉知世和致、年肆拾庚午
- m 降倭訓練判事老已汝茂、年肆拾陸甲子
- n 降倭判事世叱已、年參拾玖辛未

官職の記載された者は九名で、主簿・僉知・司正・訓練判事・判事といった朝鮮の官職名がみえる。このうちもつとも官階の高い職が僉知、すなわち僉知中枢府事で、正三品堂上官である。主簿は正六品ないし従六品職、訓練院の主簿であれば従六品となる。司正は五衛の正七品職。訓練判事という職はほかの史料に例がなくはないが、法典類にはみえない。訓練院ないし訓練都監の職である

う。⁽¹²⁾ 官職を授けられた降倭の例は実録記事にもあり、高位の例としては嘉善大夫（従二品）・折衝將軍（正三品堂上）・僉知などがみえる。⁽¹³⁾ 僉知職をもつb戸古叱非・g戸高叱已・k戸高小乃・l戸世和致は降倭の中でも厚遇を受けた部類に属しよう。a戸信時老、b戸古叱非の二人については「左防禦使陣従軍」とあり、朝鮮側に立つて従軍していたことがわかる。ほかの有職者にしても、何らか軍功を立てるなどして授職されたものである。有職者の中でも官職が異なり、また無職者もいることからして、降倭への授職は一律ではなく、功績に応じたものと推測される。

名は日本名の音写であろう。この時期の朝鮮史料にみえる日本人に類似する。なかでもa戸の信時老は同名の降倭が宣祖実録にも登場するが、官職などからみて同一人と断定することはむずかしい。⁽¹⁴⁾ 「高」・「金」のように冒頭一字が朝鮮姓ともとれる例があるが、本貫は記載されておらず、やはり名の一部とみるべきであろう。この時期、金向義・金帰順・金忠善など朝鮮風の姓名を名乗った降倭の例が史料にみえるが、蔚山の降倭たちはまだそのような姓名をもっていなかったようである。

この一一名の降倭戸主の年齢は最年長が信時老の五三歳、もつとも若い者で三七歳である。信時老らが出来したという甲午年は一五年前であり、降倭として不自然な年齢ではない。年齢の後に記されている経歴記事についてはあらためて次節で検討しよう。

居住里は凡西里に三戸、青良里に四戸、温陽里に一戸、熊村里に三戸と分散しているが、各里内では降倭戸はほぼ連続して記載されている。

降倭戸主の後にはすべて妻が記載されており、子女の記される戸もある。

- a 妻良女召史、年肆拾庚午、本全羅道、児時父母俱没、肆祖不知
- b 妻良女甘未、年肆拾參丁卯、本忠清道、肆祖不知
- f 妻私婢春代、年貳拾捌壬午、戊申年梁山移去
- g 率妻全羅道扶安人、年肆拾參丁卯
壹男子上、年玖辛丑
- h 率妻良女、梁山人、年參拾柒关西
率男金俊金、年貳拾捌壬午
- i 率妻私婢石乙進、年參拾玖辛未、「父私奴□大、母良

女萬里

女子婢件里、年拾伍乙未、「節現」、上典蔚山居柳百春

j 率妻晉州良女召史、年肆拾三丁卯

k 妻良女召史、年貳拾陸甲申、本金海、「父正兵夢石、三祖不知」

l 妻召史、年肆拾伍乙丑、本蔚山

又妻良女召史、年參拾庚辰、本京中、「父金希福、二祖不知、外祖金福、本果川」

m 妻召史、年伍拾陸甲寅、本長城、「父李千、三祖不知」

n 妻私婢夢化、年參拾庚辰、上典黃山驛吏崔芳草

1 戸降倭僉知世和致に二人の妻がいるほかは、各戸一人ずつで、妻の数は一二名。「良女」と明記された良身分女性が六名、良女と記されていないが良身分と判断される妻が三名、賤身分の私婢である妻が三名である。記載事項から判断してみな朝鮮の女性であると考えられる。当時、良身分の者が賤身分の配偶者を与えることは珍しくなく、その意味で降倭と私婢との婚姻は奇異ではない。ただし、私婢が上典（主人）に隷属し、身分的に低位に

置かれた存在であったことはいうまでもない。三名の私婢妻のうち、f 戸私婢春代には上典が記載されていないが、i 戸私婢石乙進は蔚山に住む人物が、n 戸私婢夢化は黄山駅吏が上典として明記されている。

良身分の降倭妻の中にも社会的出自が高い者はいないようである。士族層出身の女性であれば通例戸籍には姓氏を「某氏」と記して名は載せない。⁽¹⁵⁾ a・j・k・l 戸にみられる「良女召史」という形はより下位の良身分女性の表記であり、固有名を載せるb 戸や単に「良女」、「召史」と記すh 戸などの例も同様である。郡県名を通常記す本貫に「本全羅道」・「本忠清道」など道名を載せたり、「肆祖不知」・「三祖不知」、あるいは祖先情報をまったく記さないといった不安定な祖先記載も、降倭妻の出自が決して高いものではなかったことを示唆し、彼女たちが降倭の妻となった一因を予想させる。⁽¹⁶⁾

降倭の子女は g 戸降倭僉知高叱已の壹男子、i 戸降倭司正礼時乃の女子、およびやや不審な点はあるが h 戸降倭金茂伊の率男が記載されている。⁽¹⁷⁾ i 戸降倭司正礼時乃の女子は母（礼時乃妻）が私婢であるため、自身も婢と記されている。

以上の降倭戸主とその妻子にくわえ、六戸には率居・俠・俠人が記載され、降倭戸とは別に「降倭某俠」の形式で降倭の俠人戸三戸がある。まず、降倭戸内の非親族記載者はつぎのとおりである。

- a 俠白於屯、年參拾捌壬申、本全羅道、児時父母俱没、肆祖不知
- f 俠降倭也其之、年參拾參丁丑、戊申年梁山移去
- g 率居楊古老、年伍拾參甲寅
- l 率男趙介、年貳拾參丁亥
- l 俠人正兵崔文、年肆拾陸甲子、本長興、「父白、三祖不知」
- 俠人金介、年參拾伍乙亥、本全州、「父生、三祖不知、今年正月分逃亡
- 俠人崔目隱同、年拾伍乙未、「節現」
- m 俠人良鄭介、年參拾捌壬申、本羅州、「父山、三祖不知」
- n 俠人奴命生、年參拾柒癸酉、本慶州、「父命春、母私婢小今」、妻寺婢億每、上典慶州居黃生
- 俠人金山、年伍拾參丁巳、本興陽、「父正兵許夫、祖

石乞、曾祖不知、外祖金公希、本密陽」

妻良女召史、年參拾捌壬申、本開寧、「父正兵成徳、

三祖不知」

俠人李福男、年肆拾肆丙寅、本興陽、「父水軍仁之、

祖水軍日生、曾祖不知、外祖正兵金守、本興陽」

妻良女召史、年參拾伍乙亥、本南平、「父正兵崔永守、

二祖不知、外祖水軍金山福、本南平」

俠ないし俠人と記載のある者は九名ですべて男性。その妻が二名である。このうち一戸俠人金介は「今年正月分逃亡」と記され現住していない。俠・俠人のうち一人は降倭、一人は奴で、残る七名は姓・本貫・四祖の記載があり良身分と判断される。降倭戸主と同じ家屋、ないし同じ敷地内に居住していたものと思われる。

また、g戸では率居として「楊古老」という人物とその子と推測される人物が記載されている。「楊古老」という表記は日本名と思われる、彼も降倭である可能性がある。g戸内に居住していたのであろうが、俠・俠人とどう異なるのかは不明である。

さらにb「降倭僉知古叱非」戸につづいて大帳上では

c「新戸降倭僉知古叱非俠・晋州案付寺奴萬乞」、d「新戸同俠・私奴石乙孫」、e「新戸降倭古叱非俠・全羅道淳昌府正兵徐允鶴」がそれぞれ妻とともに記載されている。

「新戸降倭僉知古叱非俠・晋州案付寺奴萬乞」とは降倭僉知古叱非の俠である、晋州の案に寺奴として記載されている萬乞を意味する。各戸冒頭の「新戸」は三年前の前式年時には戸として記載されていなかったことを示す。三戸とも降倭古叱非の俠戸であり、おそらくは降倭古叱非と同じ敷地に暮らしたのであろう。b「降倭僉知古叱非」戸のように俠人が別な戸として記載されている例と、ほかの戸のように戸内に俠人を載せる例との違いはわからない。また、降倭戸主（主戸）と俠人（俠戸）との関係も戸籍からうかがうことはむずかしい。たとえばe「全羅道淳昌府正兵徐允鶴」の場合、全羅道淳昌の正兵役負担者なのであり、おそらく淳昌の出身であろう。戦乱とその後の混乱のなかで蔚山の降倭戸に寄居することになったのであろうか。また、戸内と降倭戸外にそれぞれ奴が一人ずつ俠・俠人として記載されているが（c戸、n戸）、いずれも上典が別途記載されており、降倭が上典であるわけではない。少なくとも降倭とその俠・俠人との

関係は上典と奴婢のような身分的隷属関係ではない。つ
けくわえて、本戸籍大帳ではしばしば所有・使役する率
居奴婢を戸内に記載する例がみられるが、降倭戸にはそ
うした降倭の率居奴婢がいないことも特徴の一つである。

三 降倭の来歴

本戸籍大帳に登場する降倭の来歴について考える上で、
まず注目されるのは、「甲午年（甲午肆月分）出来」、「左
防禦使陣従軍」といった年齢干支の後に付された記述で
ある。こうした記事は五名の降倭にみえる。

- a 降倭主簿信時老…甲午肆月分出来、左防禦使陣従軍
- b 降倭僉知古叱非…去甲午肆月分出来、左防禦使陣従軍
- g 降倭僉知高叱已…甲午年出来
- h 降倭金茂伊…甲午年出来
- j 降倭司正烏汝武…甲午年出来

この甲午年は宣祖二十七年（一五九四年）であり、ちょ

うど朝鮮政府が積極的な降倭誘致に乗り出した時期にあ
たる。¹⁸⁾たとえば、宣祖二十七年四月の実録記事につきのよ
うな一節がある。

①上曰、降倭之殺、甚無益也。此意、予前已言之。金
応瑞適不殺、而已成八九人、金忠敏、亦有六名云。
出来者、必須給糧、使不飢餓、亦当除職、以慰其心
可也。倭国嗜殺人、皆自危苦、聞風則出来者必多矣。
多数誘出者、亦可論賞矣。成竜曰、降倭処、空名告
身及青布、已下送矣。（『宣祖実録』二十七年四月乙丑）
国王がつぎのように述べた。降倭を殺すことははな
はだ無益である。このことについて予はすでに述べ
たことがある。金応瑞は降倭を殺さず、（そのよう
な降倭が）すでに八九人おり、金忠敏のものにも六
名いるという。出来者には必ず料を給して飢えさせ
ず、また除職して、その心を慰めるのが適當である。
倭国では人を殺すことを嗜み、みな苦しんでいるの
で、このような風聞が伝われば出来者は必ず増える
であろう。多数（の降倭）を誘出した者もまた論賞
するのがよい。（柳）成竜が言うには、降倭に与え

る空名告身及び青布をすでに下送いたしました。

甲午年出来の降倭は、こうした誘致策を背景に朝鮮側に投じた者たちであったのであろう。この史料では出来した降倭に官職を与える措置が検討されており、そのための空名告身も用意されていた。したがって、戸籍大帳の降倭の官職の一部は出来時の授職であったのかもしれない。ただし、h 戸降倭金茂伊のように甲午年出来でも官職のない例もあり、一律に出来降倭に官職が与えられたわけではないようである。

また、甲午年出来と明記された降倭は五名にとどまり、それ以外の降倭の出来時期はわからない。このことは蔚山府戸籍大帳の降倭たちが必ずしも同時期に出来したわけではなく、さまざまな経緯で朝鮮側に投じた可能性を示唆しているよう。

「左防禦使陣從軍」という記事は「甲午肆月分出来」につづいてa 戸信時老とb 戸古叱非の二人にみえる。甲午年四月に朝鮮側に投じ、左防禦使の陣にあつて從軍したことを示す。

左防禦使は慶尙左道防禦使であろう。この情報だけで

特定することはむずかしいが、つぎのような理由で金応瑞（景瑞）を指すものと判断される。金応瑞は倭乱中活躍した武官で、乱後宣武原從功臣一等にもあげられている。甲午年（一五九四年）当時、慶尙道防禦使であったことを確認できる。⁽¹⁹⁾ 降倭の誘致・利用に積極的であり、丁酉乱中は麾下に降倭も入れて各地を転戦した。⁽²⁰⁾ 日本軍撤退後の宣祖三二年（一五九九年）、父喪を理由に慶尙左兵使（左道兵馬節度使）の職を辞したが、⁽²¹⁾ そのため金応瑞が管轄していた降倭の処遇が問題となり、つぎのような措置がとられることになった。

② 備辺司啓曰、金応瑞所領降倭、分送于平安・黄海道僻処、以為生活事、自本司入啓允下矣。来京降倭等、逐日来訴于本司曰、渠輩出来年久、各有妻子田土、安居務農、今若卒然移徙、則非但遠赴他道、生利無門、如此凍寒、路死可慮。限年仍留本道、俾得全活云。觀此降倭所訴、皆以遷徙為重難、似難驅迫入送。在蔚山者、令兵使率領、在密陽者、令防禦使率領、姑令仍留、以待後日処之何如、伝曰、允。（『宣祖実録』三二年一月庚戌、一五九九年）

備辺司が国王につきのように奏上した。金応瑞の領下にある降倭を平安道・黄海道の僻処に分送して生活させることについては、本司（備辺司）から入啓してすでに許可を受けました。ところが来京した降倭たちが毎日のように本司を訪れ、次のように訴えております。われらは出来して久しく、それぞれ妻子と田土をもち、安居して農事につとめております。今もし急に移徙することになれば、ただ遠く他道に赴いて生利の道がないというだけでなく、この凍寒の時期にあたり途中で死ぬことも心配されます。年を限つて本道に留め、全活できるようにしていただきたい。この降倭の訴えをみると、皆遷徙することとは非常に難しいと述べており、かれらを駆迫入送することは困難なようです。蔚山にいる者は兵使に率領させ、密陽にいる者は防禦使に率領させて、しばらくは留めおき、後日をまつて処分を決めてはいかがでしょうか。国王は伝によつて允可した。

金応瑞の領下にあった降倭は平安道・黄海道の僻処に分送し生活させることにいったん決した。しかし、降倭

が来京してその決定の撤回を求めたため、蔚山にいる降倭は兵使（慶尚左兵使）に率領させ、慶尚道の密陽にいる降倭は防禦使に率領させてしばらくは慶尚道にとどめ、後日あらためて処分を決めることとなったのである。

右掲備辺司啓によれば蔚山の降倭が金応瑞の領下にあったことは疑いなく、このとき兵使の管下に置かれることになった蔚山の降倭が、本戸籍大帳に登場する降倭たちであると考えてよからう。そうであるなら、金応瑞の経歴からみても左防禦使は金応瑞のことであり、信時老と古叱非は金応瑞にしたがつて日本軍と戦つたのである。「左防禦使陣従軍」と明記されているのは信時老と古叱非のみであるが、両名以外の者もいずれかの時点で金応瑞に従うようになっていたものと思われる。

また、右掲史料では蔚山のほかに慶尚道密陽にも降倭がおり、文脈から判断すれば密陽の降倭も金応瑞の領下にあったようである。戸籍大帳の g 戸降倭兪知高叱已は「今年正月密陽移去」と、今年、すなわち光海君元年己酉正月に密陽に移去していた。おそらく高叱已のみならず、戸内のほかの者もともに移つていたのであろうが、この移去は密陽に降倭がいたことと関係しているものと

推測される。

密陽の降倭についてはつぎのような史料もある。

③慶尚道暗行御史趙守翼書啓……密陽降倭、自為一村、招集村民、作為藩籬、交相庇護、官差過其民家、則輒群聚毆打、使不得接跡。無知逃散之人、相率投入。日後撫禦乖宜、則必有生梗之患。〔宣祖実録〕三四年四月戊辰、一六〇一年)

慶尚道暗行御史趙守翼の書啓につきのようであった。……密陽の降倭は自ら一村をなし、村民を招集して藩籬を作り、互いに庇護しております。官から派遣された者がその民家を過ぎようとすると群聚して毆打し、近づかせません。そのため無知逃散の人があいともなつて（この村に）投入しており、今後、よく統御できなければ必ず問題となるでしょう。

④姜籤曰、小臣曾從李元翼往嶺南、見降倭六十余名、聚居密陽地、作為一村、侵擾良民。今須速為処置。若或卒然有急、反投其類、則豈不貽患乎。臣之意、分置于北方列邑、則与其国相隔、且有益於防胡矣。〔宣

祖実録〕三四年八月己未、一六〇一年。

（司憲府掌令）姜籤がつぎのように述べた。小臣がかつて李元翼にしたがい嶺南（慶尚道）に赴いたおり、降倭六十余名が密陽の地に聚居して一村を作り、良民を侵擾しているのをみました。今すみやかに処置すべきです。もし急事が起こり、降倭がそむいてその類に投じようにならば、（降倭の現状は）患禍をのこすようなものです。私が考えますに、彼らを北方列邑に分置すれば、その国（日本）と遠く隔たり、かつ胡人を防ぐのにも益となりますでしょう。

⑤嶺南諸屯倭賊、厭其久戍勞役、多有降附我国者。金応瑞所招幾至百余名。其酋曰金向義。向義与其衆多立戦功、官至通政嘉善。其後三十年間、降倭等屯居于密陽之地、務農桑長子孫。名其里曰降倭鎮。（趙慶男『乱中雜録』第三、甲午六月二十五日）

嶺南諸屯の倭賊には久戍勞役を嫌つて我国に降附する者が多くいた。金応瑞が招いた者はおよそ百余名に至り、その酋を金向義といった。向義とその衆は

多く戦功を立て、官は通政・嘉善に至った。その後三十年間、降倭は密陽の地に屯居し、農桑に務め子孫を育てた。その里を名づけて降倭鎮という。

史料③④いずれも一七世紀初の密陽に降倭の集住する村があったことを述べており、史料④によれば降倭の数は六〇名あまりであった。史料⑤という「降倭鎮」もおそらく同じ村のことを指しており、高叱已が移った先もこの村であったことが予想される。

一方、f戸の妻私婢春代と侠降倭也其之は「戊申年梁山移去」と戸籍作成の前年の戊申年に慶尚道梁山に移去していた。妻私婢春代記事末尾の「戊申年梁山移去」はf戸戸主である降倭右時老にもかかっているとみるべきかもしれない。いずれにせよ、降倭が梁山に移動していたことは間違いない。

梁山と降倭との関係については、後代の史料であるがつぎのような記録がある。

⑥時大駕南巡、中外洵洵。爾瞻余党、多欲内応。而権緡配在梁山、結武士及降倭、有叵測之形。（『燃藜室

記述』巻二六 仁祖朝古事本末、李适之變）

時に（李适の乱のため）国王が南巡し中外はさわがしく、爾瞻の余党には乱に内応しようとする者が多かった。権緡は流配されて梁山にいたが、武士及び降倭と結んで、測りがたい情勢であった。

仁祖二年（一六二四年）の李适の乱にかかわる記事である。李适の乱では反乱の主役である李适のもとにも多くの降倭が集まっていたが、この記事は梁山に流配されていた権緡が降倭と結ぼうとしていたという。梁山にも降倭がいた可能性を示しているよう。梁山は蔚山に接して西に位置し、梁山の西隣が密陽である。東から蔚山・梁山・密陽と並ぶこの三邑には、一七世紀初め、それぞれ降倭がいて相互に移動・交流していたものと思われる。

なお、史料②には降倭たちが「各々妻子があり田土をもち、安居して農事に務めている」とあり、史料⑤でも密陽の降倭は「農桑に務め」ていた。田土について戸籍から知ることはできないが、李适の乱の後、乱に関わった降倭所有の慶尚道所在の耕地一八〇余結が没収されていることからみても、⁽²⁾かれらが一定の経済的基盤をもつ

ていたことは推測できる。

また、史料③によれば密陽の降倭村では降倭が官の差員を排除し、「無知逃散の人」が投入してきていた。史料④では良民を侵擾しているとも述べられている。同様の事態が蔚山においても生じていたのか知るすべはないが、降倭が集住した密陽と異なり蔚山府戸籍大帳では降倭はいくつかの里に分散しており、状況は違っていたことが予想される。ただ、降倭の俠人は密陽と同じく逃散して降倭のもとに投入していた者たちであったのかもしれない。

四 降倭戸口の把握

ここまで主として降倭戸口の記載内容について検討してきたが、最後にこの『万暦己酉蔚山府戸籍大帳』において降倭および降倭戸がどのように把握されているのか、戸籍大帳上での位置について考えてみよう。

まず、降倭の記載書式である。戸を単位に戸主と妻、同居親族等を記載する形は本戸籍大帳に共通するもので、降倭であるかどうかを問わない。ただし、降倭自身の記

載書式を降倭以外の戸主と比較してみると相当に異例であるといつてよい。

本戸籍大帳の男性戸主の書式は、大きく良身分と賤身分とによって異なる。良身分の場合、職役（官職名や役名）・姓名・年齢・生年干支・本貫・四祖の順に記載される。賤身分（奴婢）の戸主であれば、身分（寺奴・私奴など）・名・年齢・生年干支・父母名（・上典等記事）という形式をとる。例をあげておこう。

○ 戸正兵金莫孫、年柒拾壹己亥、本蔚山、「父正兵銀孫、祖正兵貞孫、曾祖正兵生、外祖正兵白隱同、本彦陽」（東面農所里）

▷ 戸司贍寺奴銀玉、年肆拾肆丙寅、「父水軍崔斤石、母寺婢石徳」（東面農所里）

□ 戸私奴石福、年肆拾參丁卯、「父正兵金良古、母私婢訥叱徳」上典忠清道居權孟南（東面柳等浦里）

史料○は良身分の例で、「戸」字につづく「正兵」が「金

莫孫」の役名。「本蔚山」と本貫が記載されており「金莫孫」の「金」は姓とみてよい。本貫の後に父・祖父・曾祖父・外祖の四祖に関する情報が記されている。史料pは賤身分である寺奴（官庁所属奴、公奴）の例で、姓と本貫はなく、祖先情報も父と母のみを記す。個人に隷属する私奴の場合もほぼ寺奴と同様で、末尾に上典（主人）の情報が載せられていることが多い。史料qの場合、忠清道に住む權孟南が私奴石福の上典である。

これに対し、すでにみたように降倭戸主に記載されている情報は「降倭」という文言にくわえ、官職・名・年齢・生年干支および経歴記事に限られた。官職をもつ者も含め、姓・本貫および祖先情報を欠いており、記載書式の上では、良身分とも賤身分とも異なる独特の形なのである。このことは降倭が依然降倭として扱われ、官職をもつ者にしても朝鮮化していなかったことを示す²³⁾。いかえれば、降倭は戸籍の登載対象ではあったが、「降倭」という標識と独特の記載書式によって出自が明示され、ほかの民とは区別されたのである。

降倭を降倭として扱うという本戸籍大帳の方針は、各里末尾に載せられた戸口の集計記事（里総）にもあらわ

れている。西面熊村里の例を示すなら、

元戸玖拾柒（九十七）戸内、新戸貳拾貳（二十二）戸
元人口貳百柒拾柒（二百七十七）内「逃亡伍口物故
伍口」計除
實人口貳百陸拾柒（二百六十七）口内

と里内戸口数をまとめた上で、登載者を身分などの別により分類して口数を記している。それをまとめたものが表2である。

大きく、良・公・私・召募・流民・降倭・俠人に分かれ、その内部がさらに男女・壮老弱別に区分されている。

表2 西面熊村里里総

区分1	区分2	口数
良	壮男	52
	老男	13
	弱男女	5
	壮女	43
	老女	4
公	弱女	1
	奴婢	3
私	奴婢	31
	壮女	41
召募	壮男	20
	壮女	20
流民	壮男	9
	壮女	8
降倭	壮男	4
	壮女	4
俠人	壮男	6
	壮女	2

まず、良・公・私・召募・流民・降倭・挟人という分類は、良・公・私が基本の区分としてあり、それ以下の召募・流民・降倭・挟人は追加的なカテゴリーとみてよいであろう。『万曆己酉蔚山府戸籍大帳』の前式年にあたる宣祖三十九年丙午（一六〇六年）の慶尚道山陰県戸籍大帳⁽²⁴⁾には山陰県戸口をまとめた「都已上」条（邑総）があるが、そこでは各口が良賤身分制にもとづき良丁・公賤・私賤の三つに分類されている。蔚山府戸籍大帳の良・公・私は、山陰県戸籍大帳の良丁・公賤・私賤にあたり、各々良身分の人丁・公奴婢・私奴婢を示しているのである。

召募は蔚山に置かれた召募陣所属者であろう。召募陣とは倭乱後の南方防衛策の一つとして遠近の人を召募して軍兵とし、元の身役は免除して糧食を給したものである。⁽²⁵⁾大帳本文では「召募蔚山案水軍」、「召募慶州寺奴」などと蔚山のものを含めほとんどの例で元来の身分職役が記載されている。多様な地域出身の様々な身分職役の者が召募として編成されているため、一般の良・公・私とは別途に記載しているものと考えられる。流民は戦乱とその後の混乱のなかで本来の居住地を離れて蔚山に流

入した民であろう。大帳本文では「流民慶州案付塩干」、「流民水軍」などとほとんどが身分職役をともなっている。前者の例は慶州で塩干の役を負っている流民を意味し、後者の水軍役も元来の居住地におけるものであろう。蔚山の職役負担者として編成されてはいないため、流民として区別したものと考えられる。

そして、降倭と挟人が最後に置かれている。熊村里の降倭は大帳本文では三名、その妻は四名であった。里総で降倭が四名とされている理由はわからないが、そもそも熊村里の大帳本文の戸数は九九戸と里総より二戸多く、口数は大帳本文では三〇四口程度と三〇〇口あまり差がある。里総は厳密な集計値というわけではないのであり、ありうる誤差であろう。重要なのは、降倭が良・公・私という基本区分の中には入らず、あくまで別途に扱われているという点である。

表2 挟人の壮男六、壮女二という数字は、熊村里の降倭戸1・m・n戸内の挟人とその妻の数に一致する（逃亡挟人一名をのぞく）。里総の挟人は降倭戸の挟人と考えてよい。挟人（挟人・挟戸）の存在自体は一般的なものであったと考えられるが、通例戸籍大帳には登載されな

い。²⁶⁾ 本戸籍大帳でも俠・俠人という表記は降倭に関わつてのみあらわれ、ほかにはいっさいない。降倭の俠人であったがゆえに本文に登載され、里総でもその口数が別途あげられているものと思われる。

以上の降倭記載の特徴からいえることは、第一に降倭を戸籍をつうじて把握しようとしたという点であり、第二にその把握にあたっては降倭はあくまで降倭として扱われ一般の戸口とは明確に区別されたという点である。

前者は一見いうまでもないことではあるが、外来者・帰順者である降倭を戸籍によって朝鮮の国家的戸口編成のなかに組み込んでいたという点で、その意味は大きい。しかしながら、降倭は多く官職をもちながらも当時の良賤身分制の外部・周縁に位置づけられ、区別された。その背景の一つにはやはり降倭に対する警戒感があったとみるべきであろう。

前掲史料③、史料④はいずれも降倭が一村に集住して官の支配を排除したり良民を侵していると、降倭に対する強い不信任を示していた。なかでも史料④で姜籤は「もし急事が起こり、降倭がそむいてその類に投じるようなことになれば、(降倭の現状は) 患禍をのこすようなもの

です」と日本の再侵を念頭におきつつ、胡人(女真)対策も兼ねて北方へ分置することを提案していた。実際、史料②のように一六世紀末には金応瑞麾下の降倭は北方の僻処に分送されようとしていたのである。

それだけに一七世紀初めに戸籍作成が再開されると、戸籍をつうじて降倭を降倭として確実に把握・統制しようとしたのであろう。降倭にのみ俠人が記載された点も同様の文脈から理解できるし、蔚山府戸籍大帳において、降倭が複数の里に分散していた点も、降倭の集住を避け、統制を容易にしようとする国家の意図的な配置であったのかもしれない。また、軍役負担者の把握という戸籍が本来もっている機能の上でも、戦闘員としての降倭の掌握が必要とされたことはいうまでもなからう。²⁷⁾

おわりに

ここまで『万曆己酉蔚山府戸籍大帳』の降倭記事について検討してきた。光海君元年(一六〇九年)の本戸籍大帳には「降倭」という文言を付された者が一戸一二名おり、かれらの官職・名・年齢・出来時期・妻子など

について知ることができる。蔚山に降倭がいたことはほかの史料からも裏づけられ、蔚山府戸籍大帳の降倭が壬辰丁酉乱中に朝鮮に投じた日本出身者であることは疑いない。かれら降倭は戸籍をつうじて把握されていたが、その戸籍における位置は一般の良賤身分制の枠組みの外にある独特のものであった。降倭はあくまでも降倭であり、一般の民とは明確に区別して把握されていたのである。降倭関連史料が決して豊富とはいえないなか、降倭の具体相を伝える本戸籍大帳の史料的价值は高いといえるよう。

最後にいくつか残された問題に触れておこう。

まず、はたして本戸籍大帳に記載された降倭は、当時蔚山にいた降倭のすべてなのであろうか。朝鮮戸籍における多くの漏戸・漏口の存在は周知のことであり、戦乱終結後まもないこの時期ではなおさらそうである。たとえば本戸籍大帳の凡西里の記載戸数はおよそ五三戸であるが、顕宗一三年（一六七二年）には同里にあたる凡西面の戸数は七三八戸に増加している（『康熙壬子蔚山府戸籍』）。一七世紀初、蔚山に居住しながらも戸籍大帳には記載されなかった者は相当数いたであらう。

ただし、降倭を降倭として把握しようという蔚山府戸籍大帳の性格からすると、降倭については大きな漏落はないと考えてよいのではなからうか。降倭に限っては狭人・狭戸まで記載する本戸籍大帳の降倭に対する強い関心を思えば、あえて降倭の一部のみしか載せなかつたとは考えにくい。

もう一点、かれら降倭たちはその後どうなったのであろうか。現在のところ、光海君元年より後の蔚山府戸籍大帳に降倭という記載をみいだすことはできない。北方に送られることになったのかもしれない⁽²⁸⁾。戸籍大帳に即していうと、か関与したのかもしれない。戸籍大帳に即していうと、定着し朝鮮化していく降倭の姿は大丘戸籍の金忠善後孫戸にみることができるが、それについてはまた別稿で論じることにした。

【注】

- (1) 降倭を含む日本における壬辰倭乱研究について六反田豊ほか「文禄・慶長の役（壬辰倭乱）」（日韓歴史共同研究委員会編『日韓歴史共同研究委員会報告書 第2分科会篇』日韓歴史共同研究委員会、二〇〇五年）が整理し

ている。

- (2) 中村栄孝「朝鮮役の投降倭将金忠善」(同著『日鮮関係史の研究』中、吉川弘文館、一九六九年。原型となる「慕夏堂金忠善に関する史料に就いて」『青丘学叢』一二は一九三三年の発表)、北島万次「壬辰倭乱における倭の存在形態―その素描」(『歴史評論』六五一、二〇〇四年)、李章熙『壬辰倭乱史研究』(亜細亜文化社、一九九九年)三八八―三九二ページ、韓文鍾『朝鮮前期向化・受職倭人研究』(国学資料院、二〇〇一年)一七五―一八一ページ、김문자「壬乱時倭問題」(韓日関係史研究論集編纂委員会編『壬辰倭乱斗 韓日関係』景仁文化社、二〇〇五年)三五七―三六一ページなど。
- (3) 朝鮮時代の戸籍の概要については武田幸男『学習院大学蔵 朝鮮戸籍大帳の基礎的研究』(学習院大学東洋文化研究所、一九八三年)、韓榮國「朝鮮王朝戸籍의基礎的研究」(『韓国史学』六、一九八五年)を参照されたい。
- (4) ソウル大学校奎閣韓国学研究院蔵。奎一四九八六。目録タイトル「光海一年己酉蔚山戸籍大帳」。翻刻に厳正銘解題・移記『己酉式蔚山戸籍大帳』(五月企画、二〇〇二年)がある。

- 本戸籍大帳を用いた研究に、韓榮國「朝鮮中葉의 奴婢結婚様態」上・下(『歴史学報』七五・七六合輯、七輯、一九七七・七八年)、韓榮國「『豆毛岳』考」(『韓治勛博士停年紀念史学論叢』一九八一年)、金俊亨「朝鮮後期蔚山地域の郷土層變動」(『韓国史研究』五六、一九八七年)、林學成「十七世紀前半 戸籍資料言 硏 卞 歸化野人의 朝鮮에서의 生活様相」(『古文書研究』三三、二〇〇八年)などある。
- (5) 山内民博「十七世紀初頭の朝鮮・女真・日本―一六〇九年蔚山府戸籍をてがかりに―」『環東アジア研究センター年報』(新潟大学環東アジア研究センター)三号、二〇〇八年。
 - (6) 蔚山の沿革については『新增東国輿地勝覽』蔚山郡、『慶尚道邑誌』所收「蔚山府邑誌」(影印『邑誌一』亜細亜文化社、一九八二年)による。
 - (7) 補うならば、記載されている人物の年齢は生年干支から判断して己酉年時点のものであり、また、冊中に登場する「任内彦陽縣川南里」という記述も、本戸籍大帳が一七世紀初のものであることを支持する。彦陽県は宣祖三二年(一五九九年)から光海君四年(一六一二年)まで蔚山の任所として蔚山府に属していた(『輿地圖書』

彦陽県)。なお、本蔚山府戸籍大帳の書誌的事項については、韓榮國前掲「朝鮮中葉の奴婢結婚様態」上、嚴正鎔前掲『己酉式蔚山戸籍大帳』も参照されたい。

(8) 地域によっては書名を「……帳籍」と記すこともあるが、蔚山府の後年の戸籍が多く、「……戸籍大帳」と書名を記していることに準じた。

(9) 「漢城府啓目、戸籍一事、有国之不可一日闕。経乱已久、尚未修挙、閑丁漏落、賦役不均。自辛丑以後、始有修挙之議、而今年之間、每為横議所撓而旋廢。今年正月為始挙行、已為知委、而又因天使之行、恐有騷擾之端、待秋成即為挙行事、啓下行移。來九月晦日內、依前啓下事目、施行何如、啓依允。」(『宣祖実録』三九年六月己未)。

(10) 一七世紀後半、五家作統制施行後の戸籍では、五戸ごとに統にまとめられている。

(11) 韓榮國「朝鮮後期の挾戸・挾戸―彦陽縣 戸籍大帳の挾戸口畧 中心으로」(『千寬宇先生還曆紀念韓國史學論叢』正音文化社、一九八五年)六六六ページ。最近の挾戸をめぐる議論については林學成「朝鮮後期 漢城府民の戸口文書에 보이는 挾戸의 性格」(『朝鮮史研究』七、一九九八年)、李榮薰「朝鮮時代の主戸―挾戸關係再論」(『古文書研究』二五、二〇〇四年)参照。

(12) 判事は正の別称として用いられることがあり、訓練判事が訓練院正であるなら正三品堂下官となる。

(13) 韓文鍾前掲『朝鮮前朝向化・受職倭人研究』一四八―一五〇ページ。

(14) 実録に対馬出身の降倭「信時老(保家新十郎)」について記事がみえ、また現存する告身もある。ただし、かれは宣祖三〇年(一五九七年)に主簿より高位の果毅校尉龍驤衛司直(正五品)に任じられており、蔚山府戸籍大帳の信時老とはおそらく別人であろう。実録に登場する信時老については中村榮孝「受職倭人の告身」(同著『日鮮關係史の研究』上、吉川弘文館、一九六五年、原載『歴史と地理』二八一―二、一九三二年)などが言及している。

(15) 戸籍における女性称については四方博「李朝人口に関する身分階級的の觀察」(同著『朝鮮社会経済史研究(中)』。原載『朝鮮経済の研究 第三』京城帝国大学法学会論集第十冊、一九三八年)一一五―一一六ページを参照されたい。

(16) 北島万次は降倭に賊人の妻を与える事例を紹介している(北島万次前掲「壬辰倭乱における降倭の存在形態―その素描」四三ページ)。

- (17) 戸降倭金茂伊の率男金俊金は二八歳という年齢からみて金茂伊の妻（三七歳）から生まれた男子ではなからう。金茂伊の息子である降倭の可能性もあるが、「金俊金」という朝鮮風の姓名が不審である。有姓男性戸主の男子は名のみを記して父と共通する姓は通常載せない。仮に金茂伊の金が姓であるとすると、その息子にあらためて金と姓を書くのは異例である。なお、本戸籍大帳では男子を記載する際、おもに「率子」・「率男」が用いられ、とくに両者に違いはないようにみえるが、何らかの例外があるのかもしれない。
- (18) 李章熙前掲『壬辰倭乱史研究』三六八〜三七六ページ、貫井正之『豊臣政権の海外侵略と朝鮮義兵研究』（青木書店、一九九六年）二四六〜二四九ページなど。
- (19) 「備辺司啓曰、慶尚道防禦使金応瑞、老母身死、其家人将凶聞過去云。不得奔喪、仍在戰所、人子之情雖為悶迫、当此与賊对壘、朝夕方急之時、若聞喪棄陣而来則非但防備疎欠、誘引来降之倭尤多於応瑞之陣、意外之憂亦不可勝言……」（『宣祖実録』二七年五月辛丑）。
- (20) 金応瑞と降倭の関連を示す史料は数多い。前註実録記事（宣祖二七年五月辛丑）でも金応瑞の陣に「誘引来降之倭」がもっとも多いと述べられている。つぎの史料は

- 宣祖三〇年（二五九七年）に金応瑞が降倭を率いて戦ったときのもので、降倭の名が複数みえる。
- 「権慄状啓、立功自効金応瑞馳報内……聞倭賊万余名、自雲峯踰入咸陽、直下山陰、三嘉等処、応瑞即率軍兵与降倭、或由径路、或由直路、分道馳進、則本賊自山陰、直下宜寧、半渡鼎津。天兵数十人適到、与戰士降倭等及前峴監李潯之軍合勢、一時突入薄戰……降倭孫時老逢丸、自左乳下貫、出右膝下、命時不絶。降倭延時老落馬、逢劍即死。副正林青玉、逢劍暫傷。天兵与降倭等所斬、多至七十余級、而奔遑進退之間、幾尽散失。天兵斬二級。倭僉知沙古汝武斬二級。訓練副正李雲、降倭同知要叱其、僉知沙也加、降倭念之、各斬一級。」（『宣祖実録』三〇年一月己酉）。
- (21) 『宣祖実録』三二年二月戊寅。
- (22) 「金漢、以守禦庁言啓曰……曾在甲子年适變時、降倭積没嶺南田 一百八十余結、割属本庁、已有前例。」（『承政院日記』英祖四年五月二五日乙亥、一七二八年）。
- (23) 『万曆己酉蔚山府戸籍大帳』に登場する同じ外来者系統の者でも女真系の「向化」の場合、姓・本貫・四祖記事をもつ良身分形式をとっている。
- (24) ソウル大学校奎章閣韓国学研究院蔵。奎一四八二〇。

- (25) 「備辺司啓曰、庚子年完平府院君李元翼、体察南辺、以
実辺、鍊兵為重、設召募陣於蔚山・東萊・昌原三処、招
募遠近之人、蠲其身役、給其糧料、各置別將一員以領之。
其所以完恤奨励者、皆破常格、行之数年、事有頭緒、生
聚操鍊、頗有可觀。」(『宣祖実録』三十九年六月甲子、一
六〇六年)。史料中の庚子年は宣祖三三年(一六〇〇年)
にあたる。
- (26) 挟人・挟戸の記載された戸籍大帳としては、本戸籍大
帳以外には慶尚道彦陽県戸籍大帳と漢城府北部戸籍がし
られているのみである。
- (27) 蔚山・密陽の降倭の北方分送はいったん見送られてい
るが、一六世紀末から降倭を北辺に送る措置はしばしば
実施された。家族をともなつての移住ではない、期間を
区切つての赴防という形もあつた(『宣祖実録』三十九年
九月戊子など)。
- (28) 前述したとおり、梁山の降倭は李适乱に関つた形跡が
あり、また同乱に関与した降倭の慶尚道の土地が乱後没
収されている(前掲史料⑥、前註22)。